

1-7

昭和二十年十二月

新日本教育建設ニ関スル意見

1-6
7

増田	6
----	---

若 溪 會 内

新日本教育研究調査會



第十四	第十三	第十二	第十一	第十	第九	第八	第七	第六	第五	第四	第三	第二	第一	目次
當面緊急問題	教育研究	教育者養成	教育設備	教育形態	學校制度	家庭教育及社會教育	實業教育	青少年教育	女子教育	學校體育	科學教育	公民教育	教育理念	

緒言

今や我が國ハ平和的文化國家トシテ新發足シ、政治經濟ヲ初メ諸般ニ亘リ一大革新ヲ斷行シツ、アルガ、就中「人ヲ作ル」教育ノ革新ハ根本的ニシテ重要且ツ緊急ヲ要スルコトハ言フ俟タナイ。コノ事態ニ鑑ミ、若溪會ハ終戰後直ニ「新日本教育研究調査會」ヲ設置シテ、新日本教育ニツキ研究調査セシムルコト、シタ。ヨツテ本調査會ハ特ニ重要ナル事項ヲ選ビ、慎重ナル研究ヲ遂ゲ、本成果ヲ得タ。コ、ニコレヲ「新日本教育建設ニ関スル意見」トシテ發表スル次第デアル。大方ノ清覽ト批判トヲ仰ギ得ハ幸デアル。

昭和二十年十二月一日

名 漢 會 内

新日本教育研究調査會

# 第一 教育理念

## 一 新日本國家ノ理念

新日本國家ハ終戦ノ大略ヲ奉体シテ一君萬民ノ國家体制ノモト、日本民主主義ノ政治機構ヲ確立シ、平和文化國家トシテ世界ノ進運ニ貢献スルコトヲ本義トスル。

(一) 天皇主權ノ國体ヲ護持スルコト

主權ノ所在ニ関シテハ、肇國ノ精神ト國史ノ傳統ト國民ノ信念トニ立脚シテ、天皇主權ノ國体ヲ護持スベキデアル。本系世界各國ハ夫々ノ特殊事情ニ即応シテ最も適切ナル國家体制ヲ有スベキデアツテ我が國ノ如ク、同一民族ガ皇室ヲ宗家トシテ家族の國家ヲ構成セル國ニ於テハ、ソノ首長トシテ萬世一系ノ天皇ヲ奉戴シ、君民一體ノ國家生活ヲ営ムコトガ最も自然的ニシテ且ツ合理的デアル。

(二) 民主主義的政体ヲ發展セシメルコト

天皇主權ノ具體的發動形態タル政体ニ関シテハ、民意ヲ尊重シ萬民ノ翼賛ヲ求メ給フノガ歴代天皇ノ大御心デアツテ、コノ事ハ聖德太子ノ憲法、五箇條ノ御誓文、憲法發布ノ勅語等ニ現レテイル如ク、我が國ノ昭々タル事實デアル。國民ハ常ニコノ聖旨ヲ

奉体シテ自由ナル意志ニ基ツキ、積極的ニ政治ニ參與スルコトニ依リ天皇主權ノ公正ナル發動ヲ翼賛スベキデアツテ、ソレヲ阻害スル中間勢力ヲ以テ在セシムベキデハナイ。ソノタメニハ議會ノ權限ト責任トヲ強化シ、選挙權及ビ被選挙權ヲ擴張シ、國民ノ政治ニ對スル熱意ト見識トヲ昂メ、以テ民權ノ擁護トソノ正シキ行使トヲ促進スルコトが必要デアル。コレ即チ萬古不易ノ國体ノモト民主主義的政体ヲ發展セシメル所以デアツテ、コハ、我が國本然ノ姿ガ確立セラレルノデアル。

(三) 平和的文化國家ヲ建設シテ世取人類ノ文化ニ貢献スルコト

軍國主義、偏狹ナル國家主義ヲ排除シ、萬世ノ為ニ太平ヲ開カムトノ聖旨ヲ奉体シテ、道義ニ基ク平和的文化國家ヲ建設シ、以テ世界ノ進運ニ寄與シ、人類文化ノ發展ニ貢献スルノガ新日本國家ノ使命デアル。而シテソノタメニハ、先ヅ戰災ニヨル物心両面ノ打撃ト荒廢トヲ速カニ救済復興シ、國民ヲシテ新鮮ナル希望ト澆刺タル意氣トヲ以テ平和ノ大道、建設ノ一途ヲ邁進セシメテバナラナイ。

## 二 新日本教育ノ理念

新日本教育ハ、上述ノ國家理念ニ即シテ、皇國ノ道ヲ正シク体现シ、日本の民主主義

ヲ十分ニ發揮シ、平和的文化國家ノ建設ヲ完成シ得ベキ國民的人格ヲ陶冶スルコトヲ  
根本義トスル。

(一) 自律的人格ノ完成ヲ通ジテ國家社會ニ貢獻セシメルコト

教育ハ真理ヲ愛シ、人權ヲ尊ブ人間ノ本性ニ立脚シテ、強靱ナル身体ノ鍊成ト明朗寬  
宏ナル品性ノ陶冶トヲ圖リ國民各自ヲシテ夫々自主自律ノ人格トシテ自覺ト責任トヲ  
有タシメ、相互ニ人格ヲ尊重シテ公正ナル社會秩序ヲ守リ、個性ヲ長養シ、ソノ美點  
ヲ發揮シテ國家ニ於ケル自己ノ使命ニ貢獻セシメテバ、

(二) 世界的人道的立場ニ於テ教育スルコト

世界各國ハ夫々独自ノ特質ヲ發揮シ、人道ノ實現ニ奉仕スベキデアル。故ニ教育ニ  
於テハ、排外獨善ノ氣風ヲ警シ、軍國主義並ニ偏狹ナル國家主義ヲ拂拭シ、世界的  
視野ニ立ツテ、廣ク内外文化ノ精髓ヲ撈得セシメ、以テ眞ノ人道ヲ體現シ、道義世界  
ノ建設ニ貢獻シ得ベキ國民ヲ育成シナケレバ、

(三) 民主主義的教育機構ヲ確立スルコト

教育ノ機會均等ヲ圖リ、官公私立學校ノ差別的觀念ヲ排除シ、社會教育ノ振興ヲ促進シ、

以テ萬民ヲシテ公正ナル基礎教育ニシテ、心ヲ導ク、ソノ所ヲ得テ、國家社  
會ノタメニ活動セシメ得ベキ教育機構ヲ確立スベキデアル。

(四) 自律的創造的教育方法ヲ講ズルコト

教育ノ方法ニ関シテハ、注入強制ヲ排シ、劃一主義、形式主義ヲ避ケ、被教育者ノ程  
度、個性、環境ニ即応シテ、自發的、能動的學習、自治的訓練ヲ重ンジ、以テ文化創  
造ノ態度、方法ヲ俾得セシメ、公正ナル社會生活ヲ全ウシ得ベキ性格ヲ陶冶スベキデ  
アル。特ニ復興建設ノ課題ニ直面シテ、自力更生ノ意氣ヲ昂揚シ、創意工夫ノ才能ヲ  
養ヒ、能率的活動ヲ促進スベキ教育方法ヲ講ズルコトハ、

### 第二 公民教育

和的文化國家ノ新建設ニ際シ、過去ニ於ケル我が國民ノ公民的教養ノ缺陷ニ鑑ミ公正  
廣汎ナル立場ヨリ周到ナル検討ヲ加ヘ、公民教育ノ再建振興ヲ圖ルヲ緊要ト認メル。  
ニテソレガ爲特ニ留意スベキ事項ヲ列挙スレバ左ノ如クデアル。

目 標

- (一) 國體護持ヲ中核トシ、民主主義ノ普及ヲ圖ルコト。  
軍國主義、偏狹ナル國家主義ヲ一掃スル
- (二) 社會的の道義ノ昂揚ヲ圖ルコト  
家族道德ト社會道德ノ踐行的發達ノ妨礙ヲ打破シ、ソノ調和的發達ヲ圖ル
- (三) 社會的、政治的の訓練ヲ重ンスルコト  
過去ニ於ケル社會生活及政治生活ニ関スル訓練ノ缺陷ヲ是正スル
- (四) 自由ヲ尚ビ責任ヲ重ンジ、自主自治ノ精神ヲ涵養スルコト  
特ニ自由ト責任トノ連関ヲ明確ナラシメル
- (五) 個性ヲ伸暢シ、ソレヲ通シテ國家社會ニ貢獻セシメルコト  
個人ト全体トノ關係ヲ明カナラシメル
- (六) 明朗瀟灑ナル氣象、清明溫雅ノ品性ヲ養フコト  
敗戦後ノ実狀ニ照シテ萎靡退嬰ノ気風ヲ一掃スル
- (七) 眞実追求ノ念ヲ昂揚シ、科學的精神ヲ涵養スルコト  
便宜の糊塗、苟安の妥協ヲ排スル

(八) 公正ナル經濟觀念ノ涵養ヲ圖ルコト  
私經濟ト公經濟トノ關係ヲ明カナラシメル

(九) 審美的並ビニ宗教的情操ノ涵養ヲ圖ルコト  
私生活、公生活ノ全般ニ亘リ美的及ビ宗教的の薰ビヲモタシメル

(十) 衣食住等ノ日常生活ニ於ケル作法ヲ躰ケルコト  
服装、食事、往還等ニ関スル躰ノ缺如ハ過去ニ於ケル我が國民ノ大ナル缺點ト

見ラレル

(十一) 國際的の教養ノ向上ヲ圖ルコト  
独善的排他的民族觀國家觀ヲ排除スル

二 施設

- (一) 講座、教科ヲ特設スルコト
- (二) 適正ナル教科書ヲ編纂スルコト
- (三) 教材資料ヲ隨時配布スルコト
- (四) 公民科担当教員ヲ養成シ且ツ再教育スルコト

④公民的教養ヲ昂メル為メ社會的施設ヲ振充スルコト

### 第三 科學教育

我が國ノ科學教育ニ於テハ國民ノ科學的興味、科學的素直氣ヲ醸成及ビ國民ノ科學知識ノ水準ヲ歐米各國人ニ於ケル程度ニ昇進セシムルヲ以テ百憂トスル。

一、学校（國民学校、中等学校、範師）ニ於ケル科學教育

科學教育ノ方針ハ現行國民学校、中等学校ニ於ケル理數科ノ教育方針ニヨル。而シテコノ方針ニヨル科學教育ヲ徹底セシメンコトヲ期スル為メ、諸項ノ實施ヲ肝要ナリトスル。

(一) 科學担当教師ノ養成ト指導

一、教育ノ効果ハ教師ノ學識徳望ニ負フ處が大ナルカラ、中等学校科學 擔當教師ハ少クトモ大學ノ課程ト同等以上ノ學識經驗ヲ有スルモノタルコト即チ學力、豊富ナルコト、學術上ノ研究ニ經驗アリ、且又研究ヲナス能力アルモノタルコトヲ要スル。故ニ中等学校ニ於ケル科學教育ノ中心トナル教員ハ大學ニ於テ養成スルコト。

2、國民学校ニ於ケル科學擔當教師ノ優良ナル者ヲ養成スル為、師範学校ニ於テハ特ニ優秀ナル教授ヲ配シ生徒ニ高度ナル科學教育ヲ施スコト

3、現在ノ國民学校ニ於ケル科學擔當教師ハ師範学校ニ於テ、中等学校ニ於ケル科學擔當教師ハ大學ニ於テ、ソレノ適切ナル補充教育ヲ施シ、科學教員ノ学カヲ高ルコト

4、科學教育擔當ノ視學ヲ各都道府縣ニソレゾレ若干名置キ、國民学校、中等学校ノ科學擔當教師ノ學術上並ニ實際教育上ノ指導ニ当ラシメルコト

(二) 國民学校、中等学校ニ於ケル科學教育ノ每週授業時數ヲ増加シ、又一學級ノ児童生徒數ヲ減少スル等、制度ノ改正ヲ斷行シテ科學教育ノ徹底ヲ期スルコト。

(三) 児童生徒ガソノ生活ニ緊密ニシテ興味ヲ有スル事項ニツキ自發的ニ自由ニ研究シ得ル方途ヲ講ズルコト

(四) 実験實習等ニ對スル施設ヲ改善充實スルコト、而シテ児童生徒ノ実験實習ヲ充分ナラシメルコトハ勿論、教師ヲシテ絶エズ勉強研究シテ日進月歩ニオクレシメルコトナギヤウニスルコト。

(五) 学校ニハ(1)科学図書ヲ充実シ、児童生徒並ニ教師ハ勿論、一般民衆ノ勉学ニ資スルコト(2)教師生徒ノ参考ニ資スル為、信憑シ得ル科学図書ノ刊行ヲ奨励スルコト。特ニ外國圖書中優秀ナルモノハ学者ニ依囑シテ翻譯刊行セシメルコト。

ニ、家庭及び社會ニ於ケル科学教育

(一) 家庭ニ科学的雰囲気ヲ醸成スル為、之ガ中心タル女子ノ科学教育ヲ振興シソノ程度ヲ高メルコト。

(二) 青年学校ニ於ケル科学ノ授業時數ヲ増加スルコト。

(三) 科学ニ関スル成人教育ヲ行フコト。

(四) 科学ニ関スル讀物刊行ヲ奨励シソノ普及ヲ図ルコト。

(五) 科学博物館等ノ設立ヲ奨励シソノ利用ヲ図ルコト。

人大中都市ニハ或ルバク科学博物館ヲ設立シ、学校生徒ハ勿論一般民衆ノ利用方途ヲ講ズルコト。

△小都市ニアリテハ中等学校、町村ニアリテハ國民学校ヲ科学知識育成ノ機關トシ、

之ニ一般民衆ニ科学教育乃至啓蒙ニ役立テ得ル施設ヲナスコト。

第四 學校 体育

新教育方針ニ副ヒ体育ノ全面的更新ヲ企圖スルニハ、先ヅ其ノ目的ヲ明カニスル要ガアル。思フニ体育ノ目的ハ生徒ノ自発的活動ニ基キ、明朗潤達ナル精神ト強健ナル身体トヲ育成シ、道義心高キ文化國民タル素地ヲ養フコトニアル。右ノ目的ヲ達成スルニハ、次ノ如キ各項ニ留意シテ実施スル必要ガアル。

一、教授要目ノ制定

(一) 速カニ新時代ニ即応シタル体育科教授要目ヲ制定スルコト。

(二) 要目ハ簡素ニシテ彈力性ヲ有テタルモノナルコト

(三) 採擇スベキ教材ハ体育的價値ヲ有スルト共ニ生徒ノ趣味ヲモ重視シタルモノナルコト。

ニ、指道方法

(一) 形式的、劃一的指導ノ方法ヲ避ケ、生徒ノ自発能動性ヲ重ンズルガ如キ方法ヲ採用スルコト。

(二) 競技的取扱ヒヲ重視シ、特ニ体育運動ヲ通ジテ明朗潤達ノ精神ト道義的精神ノ昂揚ニカメルコト。

(三) 体位低下ノ現状ニ鑑ミ、生徒ノ栄養状態ヲ勘考シ、鍛錬ト休養トノ調整ニ留意スルコト。

三、教授時数

(一) 国民学校ニアリテハ毎日一時間、中等学校、高等専門学校ニアリテハ毎週四時間以上正課体育ヲ実施スルコト。

(二) 大学校ニ於テハ新ニ体育ヲ正課トスルコト。

四、正課ト課外体育

(一) 正課体育ト課外体育トノ聯繫ヲ密ニシテ一級の体育效果ノ顯揚ニカメルコト。

(二) 食糧増産及其ノ他ノ勤勞俾基ヲ通ジテ体育的効果ヲ收メルマウカメルコト。

五、施設ト用具

戦後ノ実情ニ基キ体育施設ノ復旧ニカメルト共ニ用具ノ製作ニ創意工夫スルコト。

大体育大学ノ創設

体育ノ中心の指導者養成機關トシテ併ニ体育ノ理論的研究ヲ行フ研究機關トシテノ体育大学ノ必要ヲ認ムル

第五、女子教育

文化新日本建設ニ対スル女子ノ全面的進出ハ当然ノ帰結ナル。従ツテ従来尅角輕視關却セラレタ女子教育ノ振興充實ハ現下ノ急務ナル。就中生活ニ即スル教育ノ実施ト女子高等教育ノ促進ニツイテハ、左ノ如キ方針ノ下ニ之ガ急速ノ實現ヲ期サナケレバナラヌ。

一、生活ニ即スル教育

(一) 此ノ際特ニ正シキ人生觀ヲ確立セシムルト共ニ生活ニ対スル深キ理解ヲ喚ヘルコト

(二) 科学教育ノ徹底ニヨリ女子ノ全生活ヲ革新セシメルコト

(三) 勤勞教育ヲ徹底セシメ、生産消費ニ対スル實際的訓練ヲナスコト

(四) 学校生活ヲ家庭化シ、家政ニ堪能ニシテ而モ管理經營ノ才能アル婦人ノ養成ニ努ムルコト



- (四) 修身公民教育ノ徹底ニヨリ女子修政權實現ニ相応シキ政治的教養ヲ積マシメルコト。
  - (六) 自治的社會的訓練ヲ重ンジ、校友會等ハ同目的ノ下ニ十分ニ活用セシメルコト。
  - (七) 公正ナル經濟觀念ヲ涵養シ、之ヲ實際生活ニ活用セシメルコト。
  - (八) 寮生活、塾生活ノ設備ヲ充實シテ、実生活ノ訓練ヲナスコト。
- ニ女子高等教育

(一) 各大学ヲ開放シテ男ヲ共学ニヨル女子ノ正式入学ヲ許可スルト共ニ特ニ女子ノミノ大学ヲ設置スルコト

(二) 女子高等学校ヲ設置スルコト。應急措置トシテ現在、高等女学校高等科ヲ女子高等学校ニ改組スルコト。

(三) 右二校ヲ實現スル爲ニ、高等学校令其ノ他女子ノ入学ニ支障アル箇條ヲ改定削除スルコト。

(四) 私立女子専門学校ノ助成復興及内容ノ充實改善ヲ圖ルコト。

(五) 高等女学校一般卒業生ノ爲ニ専攻科ノ發達充實ヲ圖ルコト。

### 第六 青少年教育

我が國民ノ大部分ハ青年学校ノ出身者ニ依リ構成セラルルニ係ラズ、従来青年教育ハ比較的輕視セラレテ今日ニ及ンデモル。今後ノ教育革新ニ當ツテハ斯カル青年教育ヲ根本的ニ改善シ、青年ノ道義的知識の水準ヲ高メ職業能力ヲ向上セシメル爲ニ最善ノ努力ガ拂ハレナケレバナラヌ。

#### 一 青年学校ノ教育

- (一) 文化的一般教養ヲ高メルト共ニ科学的技能の實力ヲ向上セシメルコト。
- (二) 學習時間ノ増加ヲ圖ルコト。之ガ爲ニ勤勞時間ノ短縮ヲ工夫セシメルコト。
- (三) 收得シタ知識技能ヲ实地ニ應用スル機會ヲ多クスルコト。
- (四) 進學、就職等スベテ實力ニヨル昇進ノ道ヲ開クコト。
- (五) 勤勞シツ、大学教育ヲモ受ケ得ラルル様、少クトモ青年学校自体ヲ専門学校マデノ組織トスルコト

(六) 青年学校教員養成機關ノ整備充實スルコト。

ニ社會ニ於ケル教育

- (一) 青少年団ノ自發的活動ヲ促進シ、道義的公民的教養ヲ積マシメルコト。
- (二) 運動競技ヲ獎勵シテ、健康ヲ増進シ氣宇ヲ稠達ナラシメルコト。
- (三) 圖書館文庫等ノ利用ニヨリ讀書ノ趣味ヲ養フコト。
- (四) 俱樂部、集會所等ニ於ケル慰安休養ヲ有効ナラシメルマウ適切ナル指導ヲナスコト。
- (五) 講演會、發表會等ニヨリ知識的或ハ政治的實カヲ補充セシメルコト。
- (六) 団体的或ハ個人的ニ勤勞奉仕作業ヲナサシメ公益世務ニ盡ス精神ヲ養フコト。

### 第七 實業教育

實業教育ハ学校教育全般ニ互リテコレヲ重ンジ、ソノ訓練ヲ施シ、體驗ヲ積マシメ以テ實業的概念ヲ興ヘ且ツ實業的陶冶ヲナスヲ以テ目標トスル、コレガ右メ左此施設及改善ヲ必要トスル。

#### 一 實業教育施設

- (一) 農耕施設
  - 1. 土地ノ特殊性ニ立脚シテ郷土ニ於ケル農業ヲ謀スルコト

2. 学校ニ一定面積ノ農耕地ヲ設ケ、定時若シクハ一定期間農耕ニ從事セシメ、生産及勤勞ニ対スル體驗ヲナサシメルコト。

3. 適當ナル家畜ヲ飼養シ農産物残滓ノ利用ト畜産物ノ生産ニ努メシメルコト。

#### (二) 工作施設

工作課程ノ施設ヲ張化シ、工業ニ対スル技術的基礎ヲ培フコト。

#### (三) 商的施設

計算、簿記等ノ設備ヲナシ、ナホ商概念及商道德ノ涵養等ニ関スル商的行爲ノ訓練ヲナスコト。

#### 二 生活訓練施設

#### (一) 寮生活

1. 全寮生活若シクハ一定期間寮生活ヲナサシメ、食糧ノ自給及公民的訓練ヲナスコト。

2. 寮ニハ学校ノ社會化施設ヲナシ、コレガ訓練ヲナスコト。

#### (二) 實地訓練

農家、工場、商店、會社等ノ業者ト連繫シテ一定期間實地訓練ヲナスコト

三 科学的訓練施設

科學性ヲ啓培スルタメ自發的研究ノ修練ニナスコト

1. 農場ニ於ケル栽培、採種、農務員

2. 工場ニ於ケル機械、作業、工藝等

3. 商店ニ於ケル商島、運轉等

4. 家庭生活ニ於ケル食糧ノ栄養、貯藏、乾燥、製造及び器具及機械ノ使用等

5. 自然科学及び人文科学ノ自發的研究等

四 教授内容ノ改善

(一) 実業科教授ハ実験實習ヲ基幹トスル施設ト教授トヨ一體的ナラシメルコト。

(二) 普通学科教授ハ各科目ノ連絡ヲ有機的ナラシメ人文科学啓培ノ指導ヲナスコト。

(三) 生徒ノ趣味嗜好ニ應ジテ研究組ヲ組織シ研究調査等ヲナサシメルコト。

(四) 教授又ハ研究ニ関スル教報物ノ研究ト製作トヲナサシメルコト。

五 発表ノ指導訓練

(一) 研究結果ノ発表、実験實習工程ノ報告等ノ指導ヲナスコト。

(二) 作業ノ指導ヲ適切ナラシメルトモニ生徒用手引ヲ刊行スルコト。

六 連絡機關ノ設置

學者トノ連絡ヲ可増緊密ナラシムルタメコレガ連絡本部ヲ都道府縣廳内ニ更ニ地域的ニ設工商ノ学校ニソレノ連絡支部ヲ設置スルコト

七 特殊技術修練機關ノ設置

特殊ナル一技術ニ関スル修練機關ヲ専門学校及び実業学校ニ設置シ、中等学校及び國民学校教員ヲ一定期間招集シテ修練ヲナサシメルコト。

八 其他 実業学校ノ種類、校数、位置、配置ヲ都道府縣ノ特性ニ基ツキテ設置改変スルコト。

第八 家庭教育及社會教育

一 家庭教育

文化國家ヲ建設スベキ次代ノ國民ヲ訓練スル仕事ハ先ツ家庭ニ於テ行ハレル。實ニ家庭ハ子供ニ勸キ掛ケル最も有力ナ且最初ノ教育ノ環境デアル。然ルニ従来ノ家庭ニ於テハ兎角コノ重要サガ開却サレテキタ憾カアル。亦ルベキ新時代ノ教育建設ニハアラユル教

育乃至生活之基礎訓練トナルベキ家庭教育ノ振興コソ急務ナル。仍テ特ニ留意スベキ事項ヲ挙ゲレバ左ノ如クナル。

一主婦ノ眼孔ヲ大ナラシメルコト

従来家庭ト云フ概ニ範圍ニ躰臨サレテ家庭教育ヲ担当シタ主婦ヲ解放シテ、家庭ニ居テナガラ大局ニ眼ヲ注グマウ仕向ケル施設ヲ講ズル

二民主主義的訓練ヲ重ンズルコト

全體主義、國家主義が家庭ニマデ探ク浸透シ過キ反面ニ、民主主義が等閑ニ附サレ、特ニ個人ノ完成ト云フコトヲ忘レテキタ。今後ハ個人地位ノ向上、個人道德ノ昂揚等個人の訓練ヲ強調スル。

三家庭教育ト学校教育トヲ一元化スルコト

従来家庭教育ト学校教育トハ二元的トナリ、双方無關係ニナリ又双方ノ教育的効果ヲ緩ク傾向ガアツタ。今後ハ家庭教育が学校教育ノ基礎トナリ、学校教育が家庭教育ノ延長トナリ、互ニ他ヲ尊重シテ一元的ニ進マヤウ学校並ニ家庭ニ示唆ヲ與ヘル。

四家庭生活ヲ科学化スルコト

我が國ノ家庭生活ハ情意本意デアリ又藝術的趣味の要素ヲ多分ニ含ンデキル。コノ事ガ一面長所ナルト共ニ他面短所デアツテ、ソレガ衛生、経済及び衣食住生活等ノ多方面ニ互リ非科学的ナラシメテキル。カ、此現象ヲ一掃スルマウ強ク家庭ノ科学化ヲ促進スル

五家庭 娛樂ヲ奨励スルコト

我が國ノ家庭ニハ兎角娛樂休養ト云フ要素ガ缺ケテキル。假マソレガアルニシテモ母子ノソレニ止マリ、父ハソレニ無關係カ又父ノソレニハ他ノ成員ガ調子ヲ合ハセルコトガ出来ナイト云フコトニアツテキル。而シテ一家ノ遊山、全家庭ヲ挙ケテノ音楽ト云フガ如キモノハ輕メテ少ナイ。今後ハ健康ノ上カラ、眞ノ和樂ノ上カラ、更ニ進ンデハ気分転換ノ上カラコノ種ノ事ヲ奨励スル。

六子供ノ適性ヲ重ンズルコト

我が國ノ家庭ハ情意本位デア出来テキル爲カ素外ニ虛榮心ガ強ク、上級学校ノ選擇ノ如キモ、子供ノ適性ヲ基トスルヨリモ寧ロ社會的ニ体裁ニ重キヲ置クコトガ多い。今後ハコノ弊ヲ改メ適性ニ重点ヲ置キ、互ニ他ノ傾向ヲ尊重シ、延イテ社會各方面

面々均等ノ發展ニ資スルヤウ仕向ケル。

七、子供ニ信仰心ヲ培養スルコト

我が國ニ於テハ眞ノ意味ニ於テ信仰ト云フコトガ乏シイ。ソレガ爲國民ノ行爲ニ表裏ガアリ、然諾モ重ンゼス又態度ニ落付キゲナイ。而シテ信仰ハ幼時ヨリ家庭ニ於テ曠ケルコトガ容易デアツテ且琢ク陶冶スルコトガ出来ル。故ニ將來ハ信仰心ノ培養ヲ家庭教育ノ一方向トスルヤウ指導スル。

八、住宅構造ヲ子供ノ生活ニ適應セシメルコト

日本在来ノ住宅構造ハ家庭教育ニ適シテナナイ。大体ハ大人ノ生活ヲ本位トシテキル。從ツテ子供ニ子供相當ノ生活ヲ營マシメテナナイ。爲ニ子供ノ發展ヲ阻害シテキルコトが大デアル。今後ハ住宅ノ構造ヲ子供ノ生活ニモ適セシメ、規律、清潔、整頓等ノ習慣ヲ養フヤウ強調スル。

### 二、社會教育

家庭教育、学校教育ト共ニ社會教育ニ於テモ改善振興ヲ要スルモノガアル。特ニ現下要請セラレツ、アル民主主義ノ普及爲メ、公民教育、科學教育等ノ振興ハ目下ノ緊要事デアツテ、社會教育

ニ俟ツコト甚大ナルモノガアル。而シテ今後ノ社會教育上特ニ留意スベキ事項ヲ列挙スレバ左ノ如クデアル。

#### 一、目標

(一) 社會的意義ヲ昂揚スルコト

民主主義ニ基キ社會生活ニ於ケル個人間ノ水平的ナ社會意義ノ自覺ト實踐トヲ促カス(特ニ公共物ヲ大切ニシ、清潔、整頓ヲ實行スル良習ヲ訓教スルコト)

(二) 科學的精神ヲ涵養スルコト

社會教育ノ施設ヲ充實シテ科學文化ニ接スル機會ヲ容易且ツ多カラシムル(第三、科學教育参照)

(三) 公民精神ヲ涵養スルコト

民主主義ニ立脚シテ政治生活、經濟生活、社會生活ヲ完フスルニ足ル知徳ヲ啓発スル(第二、公民教育参照)

(四) 職業指導ヲナスコト

職業上ノ知見ヲ啓発シテ職業選擇ヲサシメ能率ノ増進ヲ促カス

(五) 明朗奮達ノ氣風ヲ振作スルコト  
 敗戦ニヨリ萎靡沈滞セル人心ニ明朗奮達ノ氣風ヲ振作スル  
 (六) 体位ノ向上ヲ図ルコト

現下ノ窮迫セル生活情態ニ鑑ミ保健上ノ科学的知識ヲ興フルト同時ニ身体蘇養ノ道  
 当ナル機會ト場所トヲ提供スル

二方 法

- (一) 図書館、巡回文庫等ヲ整備シテ之ガ利用ヲ奨励スルコト
- (二) 博物館、陳列所、展覽會等ヲ整備シテ之ガ利用ヲ奨励スルコト
- (三) 講演會、講習會等ヲ開催スルコト、之ガメメニハ大學ヲ初メ諸學校ヲ開放スルコト、  
 特ニ諸學校ノ夜間講義ヲ開クコト、
- (四) 職業相談所ノ機構ヲ充實シテソノ機能ヲ十分ニ發揮セシメルコト
- (五) 青年団壯年団等ニ於テ自治訓練ヲナシ民主主義的習性ヲ陶冶スルコト(第六、  
 青少年教育参照)
- (六) 演劇、映画等民衆娯樂ノ内容ヲ改善スルコト

第九 教育制度

(七) 体育場、競技場等ノ施設ヲ整備シテ之ガ利用ヲ奨励スルコト

教育ノ機會均等ノ原則ニ基キ、各學校ノ門シヲ開放シ、教育制度ヲ拡張シテ、青少年ノ進歩望ヲ  
 満足セシメ、學校類型ノ多様化ヲ圖リ、被教育者ノ個性ト發露トニ適合スル教育ヲ行ヒ、特ニ勤  
 勞青少年ノ爲メ學校ヲ整備充實シ、又ニ學校卒業ニ依ソテ附與セラルベキ各種ノ特權ヲ廢止スル  
 等、民主主義的教育機構ヲ確立スルコトガ最要ナル。

一、學校制度

(一) 國民學校 修業年限ヲ六年トスルコト

(二) 中等學校

1. 國民中學校 修業年限ヲ男女共二年トスルコト(現行國民學校高等科ニ代ルモノトス)

2. 中學校 修業年限ヲ四年トシ、五年制ヲモ認メルコト

3. 女學校 現行高等女學校ノ名稱ヲ女子中學校ト改稱シ、修業年限ヲ四年トシ、五年制  
 ヲモ認メルコト

六 職業中學校

一、職業中學校ヲ工業中學校、商業中學校等ノ如キ名稱ニ改メ修業年限ヲ四年トシ、五年制ヲモ認メルコト

五、夜間中學校

一、修業年限三年ノ職業中學校ヲモ認メ、入学資格ハ國民中學校卒業程度トスルコト

六、夜間實業中學校

一、修業年限ヲ男女共三年トシ、入学資格ハ國民中學校卒業程度トスルコト

七、青年學校

一、修業年限ヲ男女共三年トシ、入学資格ハ國民中學校卒業程度トスルコト

四、高等學校

一、普通科ヲ廢止シテ國民中學校トスルコト

二、青年學校ノ修業年限ヲ三年トシ入学資格ヲ國民中學校卒業程度トスルコト

五、專門學校

一、修業年限ヲ三年トスルコト

二、女子高等學校ヲ設置シ修業年限ヲ三年トスルコト

六、大學

一、修業年限ヲ三年又ハ四年トスルコト、男女共學ヲモ認ムルコト

七、教員養成學校

一、男子部女子部ノ制度ヲ廢止シテ、各獨立ノ學校タラシメルコト

二、修業年限ヲ男女共三年トスルコト但シ二年ノ豫科ヲ設ケ得ルコト

三、大學ニハ研究科又ハ大学院ヲ置クコト

八、師範學校

一、男子部女子部ノ制度ヲ廢止シテ、各獨立ノ學校タラシメルコト

二、修業年限ヲ男女共三年トスルコト但シ二年ノ豫科ヲ設ケ得ルコト

三、青年師範學校ヲ廢止シテ、師範學校ニ合併スルコト

九、師範大學

一、高等師範學校、文理科大學ヲ廢止シテ、新タニ師範大學ヲ設ケ、修業年限ヲ本科三年豫科三年トスルコト

(八) 義務教育

女子ニ付イテモ右ニ準ズルコト

義務教育年限ヲ十年乃至十一年トシ、國民学校ト中等学校トヲ義務制トスルコト

三 教員免許狀ト教員任用

(一) 教員免許狀ハ凡テ無試験檢定又ハ試験檢定ニ依ツテ交付スルコト

(二) 教員免許狀ヲ有スル者ニツキ、一ケ年以内ノ試験制度ヲ實施シ、教員資格應ラシキヲ認定セラ

レタル者ヲ教員ニ任用スルコト

四 視學制度

(一) 視學制度ヲ量的及ビ質的ニ充實スルコト

(二) 視學官ノ任用ノ範圍ヲ拡大シ廣ク視野ニ亘リ、學識經驗アル人材ヲ簡拔スルコト

第十 教育形態

教育ニ於ケル劃一主義ヲ打破シ、教育ニ機動性ト柔軟性ト興ヘンガ爲メ、教師ノ創意工夫ノ餘地ヲ大ナクシメ、埃ノ教育意欲ヲ昂揚シ、生徒ノ個性、性別、環境等ヲ顧慮シテ、各該活動ノ各異ヲアテ

更ニ教材ニ融通性ヲ持タシメテ土地ノ情況ニ即応セシメル。

一 教科(學科)

(一) 教科(學科)課程

1. 教科(學科)ヲ基本教科ト増課教科トニ分チ、前者ヲ最少限ニ止メ、後者ヲ有意義ニ活用シテ教育ノ個性化ヲ圖ルコト

2. 各教科ノ教授時數ハ一ケ年ノ必要總時數ヲ定メルニ止メ、教科經營ニ機動性ト融通性トヲ持タセルコト

(二) 教授要目

教授要目ハ大綱ノミヲ規定スルニ止メルコト

(三) 教科書

1. 國民学校教科書ハ國定制度ヲ原則トスルコト。但シ科目ニ依ツテハ教科書ヲ二種以上トスルコト。

2. 中等学校教科書ハ國定、檢定併用トシ、國定ハ最少限受ニ止メルコト

3. 師範学校教科書ハ... 原則トスルコト



世界新學級、高等學校に於ける教科書ニ就てハ國定及び檢定ノ制度ヲ設ケザルコト

六 修練

修練事項ノ或ルモハ教授要目ニ編入シ、或ルモノハ校友會ノ行事ニ移譲スルナド、修練指導要目ヲ徹底的ニ再編成スルト共ニ、修練指導方法ニ改善ヲ加ヘ、生徒ノ自発的自治的修練ヲラシメルコト

三 校友會

教師ノ指導ノ下、生徒ノ自由活潑ナル活動ニヨリテ運営シ自治的精神ノ涵養ヲ圖ルコト

第十一 教育設備

學校ハ社會生活ノ縮圖ナリ、生徒ハ學校ニ於テ社會生活ヲ修得スベキナリ。故ニ教育ヲ生活ニ即セシメル方針ノ下ニ、教育設備ノ改善ヲ圖ルコトガ緊要ナリ。

一 教科教授

- (一) 生徒ノ自学自習ヲ促進スルタメニ、教室ノ設備ヲ充實スルコト
- (二) 実験室、工作室、体育室等ノ施設ヲ完備スルコト

内

三 修練指導

- (一) 植物栽培場、動物飼育場等ノ施設ヲ完備スルコト
  - (二) 生活修練ノ爲メ諸施設、例ヘバ食堂、寄宿舎等ヲ設ケルコト
  - (三) 農場、家畜場、加工作業場等及ビコレラニ附随スル用具ヲ整備スルコト
- 四 校友會
- 各種ノ文化施設及ビ運動施設ヲ整備シテ、校友會ノ活動ヲ全カラシメルコト

第十二 教育者養成

平和的文化國家建設ノ根基ニ培フベキ重任ヲ荷ヘル教育者ノ養成ハ、現下國家ノ急務ナリ。之ガ爲メハ現行教育者養成ニ關スル諸般ノ事項ニ對シ刷新改善ヲ加ヘホバナラズ、ソノ中特ニ主要ナル項目ハ次ノ如クナリ。

一 教育養成機關ノ充實刷新ニ關スル事項

- (一) 教育費ノ劃期的増額ヲ斷行シテ、教育者養成機關ノ充實改善、教育者ノ優遇等ヲ圖リ、以下教育界ニ人材ヲ招致シ且ツ清新発刺ノ氣風ヲ作興スルコト

- (一) 戦災ヲ被リタル公共機関中、教育者養成学校ニ関シテハ特ニ迅速ナル再建復興ヲ図ルコト
- (二) 師範学校及青年師範学校ハ元府縣經營ノ下ニアツタ爲其ノ施設ガ特ニ不十分デアルカラ國費ヲ増額シテ完備ヲ期シ面目ヲ一新スルコト
- (三) 師範学校ノ男女ノ両部併立ノ現行制度ヲ改メ、各之ヲ独立セシメ、其ノ特性ニ應ビ本亦ノ使命達成ニ邁進セシメルコト
- (四) 師範大学ヲ創立シテ体育、藝能、家政、厚生等ニ関スル課程ヲ包含マシメルコト
- (五) 私立大学及各種専門学校ニ附設セル教育者養成機関ニ対シ、國庫補助ヲ増額シ其ノ施設内容ノ充実ヲ図ルコト

ニ教育内容ニ関スル事項

- (一) 新日本國家ノ理念ヲ新日本教育建設ノ使命ニ鑑ミテ教科書ノ内容ヲ改訂スルコト
- (二) 思想問題ニ対シテハ時局下特ニ振盪ノ注意ヲ拂ヒ、其ノ善惡格差ニ努カシ、正シキ世界觀ノ確立ト人格修養ニカメシメルコト
- (三) 世界ノ大勢及社會、經濟、政治、思想ノ動向ニ関スル認識ヲ興ヘ、世界的大國民ノ育成ニ必要ナル資質ヲ養フコト

(四) 教育ノ先哲偉人ノ傳記、業績ヲ知ラシメ、教育者精神ヲ確立シ終ニ教育奉公ノ信念ヲ養成スルコト

(五) 修練科ノ内容及指導方法ニ檢討ヲ加ヘ、規律節制ヲ重ンジテ共同ノ氣風ヲ育成スルコト

(六) 新ニ教育行政ヲ教科ノ中ニ加ヘ政治的社會的識見ヲ養フコト

(七) 教科學習ニ関シテハ生徒ノ自由選擇ノ餘地ヲ拓キ、個性ノ暢達、資質ノ完成ノ機會ヲ興ヘルコト

(八) 環境ノ整備並ニ適切ナル指導ニヨリ、生徒ノ自覚研究、工夫創作、實驗考究ノ態度ヲ涵養スルコト

(九) 寮舎生活ノ内容ヲ充実シ塾的家族的氛圍氣ノ裡、眞ニ平和的文化園地建設ノ實カト信念トヲ有スル人材ヲ養成スルコト

(十) 特ニ優秀ナル教官ヲ配シ、長期ニ互リ研鑽ノ機會ト便宜ヲ興フルコト

(十一) 其ノ他ニ關スル事項

(一) 教育者養成ノ学校ニハ卒業者ノ再教育施設ヲナスコト

(二) 教育者ノ共同研究ヲ奨励スルト共ニ、各大学及専門学校ノ門ヲ開放シテ教育者ノ研究ヲ助長スルコト

(三) 教育者並ニ其ノ家族ノ副利施設ヲ充實スルト共ニ、教育者ノ子弟ニ関スル育英事業ニ特別ノ考慮ヲ拂ヒ教育者ヲシテ安ンジテ教職ニ従事セシメルコト

(四) 教育者ノ指導ヲ適物トシシメルタメ視学機關ヲ充實シ其ノ機能ヲ十分ニ發揮セシメルコト

(五) 文教ガ政変ニヨリテ累ハサレタルヤウ、朝野ノ人材ヲ擧用シテ、種感アル機關ヲ常設スルコト

(六) 教育界ノ輿論ガ政治ノ上ニ具現シ國家建設ニ積極的ニ參與スルノ方途ヲ講ズルコト

### 第十三 教育研究所ノ創設

教育ノ内容、制度、教育者、被教育者等教育ヲアラユル角度カニ根本的ニ研究シテ、新日本教育ノ進ムベキ方向ヲ指示シ、教育ノ效果ヲ一層増ス爲ニ文部省管轄ノ教育研究所ヲ創設スルコトヲ必要ナル。ソノ機構等ニツイテハ別ニ立案スル

### 第十四 當面ノ緊急問題

現在我が國ハ内外共ニ非常ノ難局ニ直面シテヤル。従ツテ百端ニ互リテ新シキ施設ヲ要スルモノ山積ノ状態デアルカ、教育ノ事ハ實ニ急務中ノ急務デアツテ、難局ナルノ故ヲ以テ、放任ヲ許サレナイ。特ニ左記諸項ニツキ急速ニ手配ヲ要スル

一 罹災学校ノ校舍、校具等ヲ急速ニ整備スルコト

二 教科書、学用品等ノ特別手配ヲスルコト

三 農耕及工作用具等ノ特別手配ヲスルコト

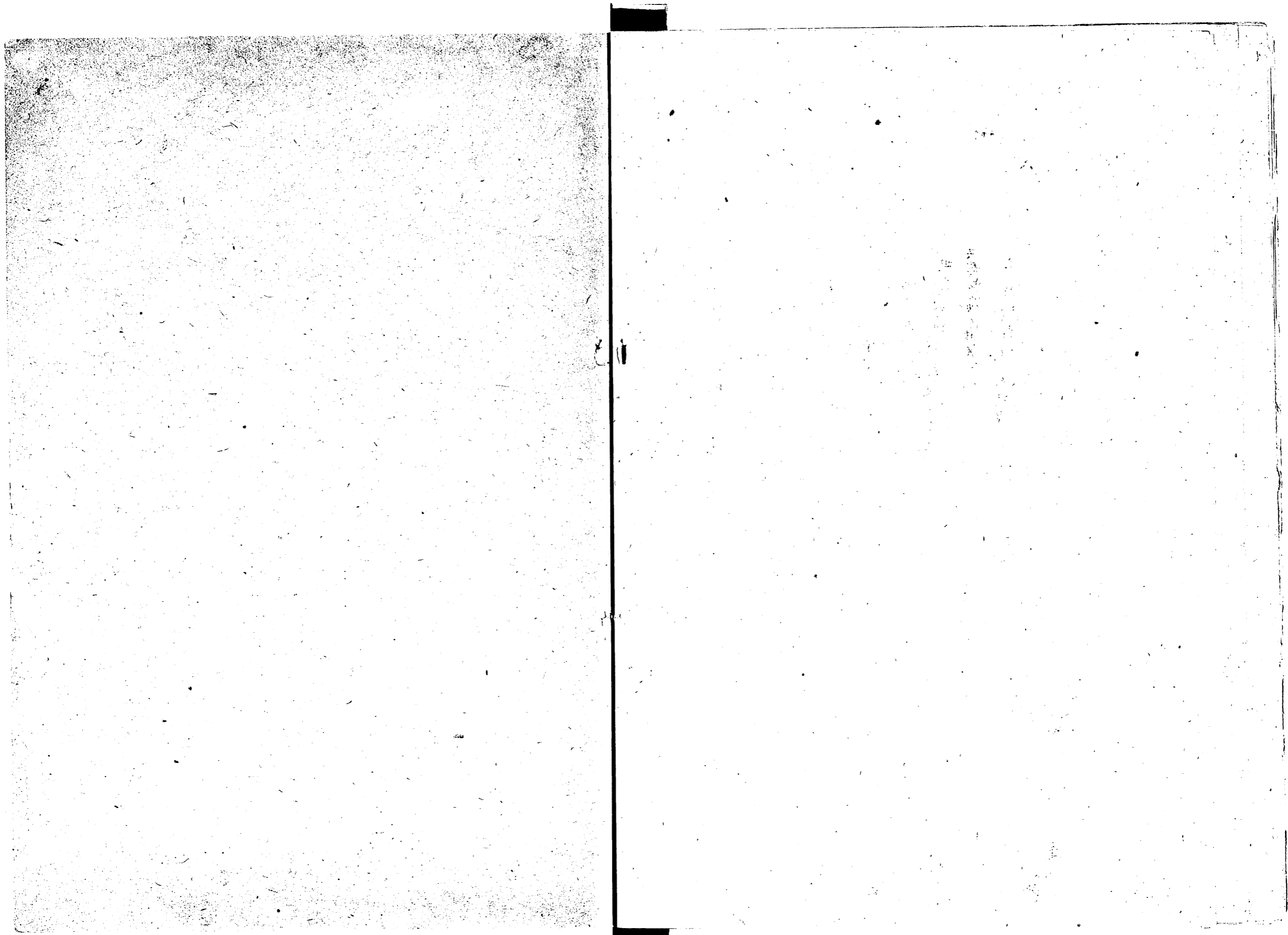
四 教員並ニ生徒ノ生活安定ニ関スル緊急処置ヲ講ズルコト (食糧、衣料、住宅、宿舍等)

五 教員ノ再教育ヲ実施スルコト

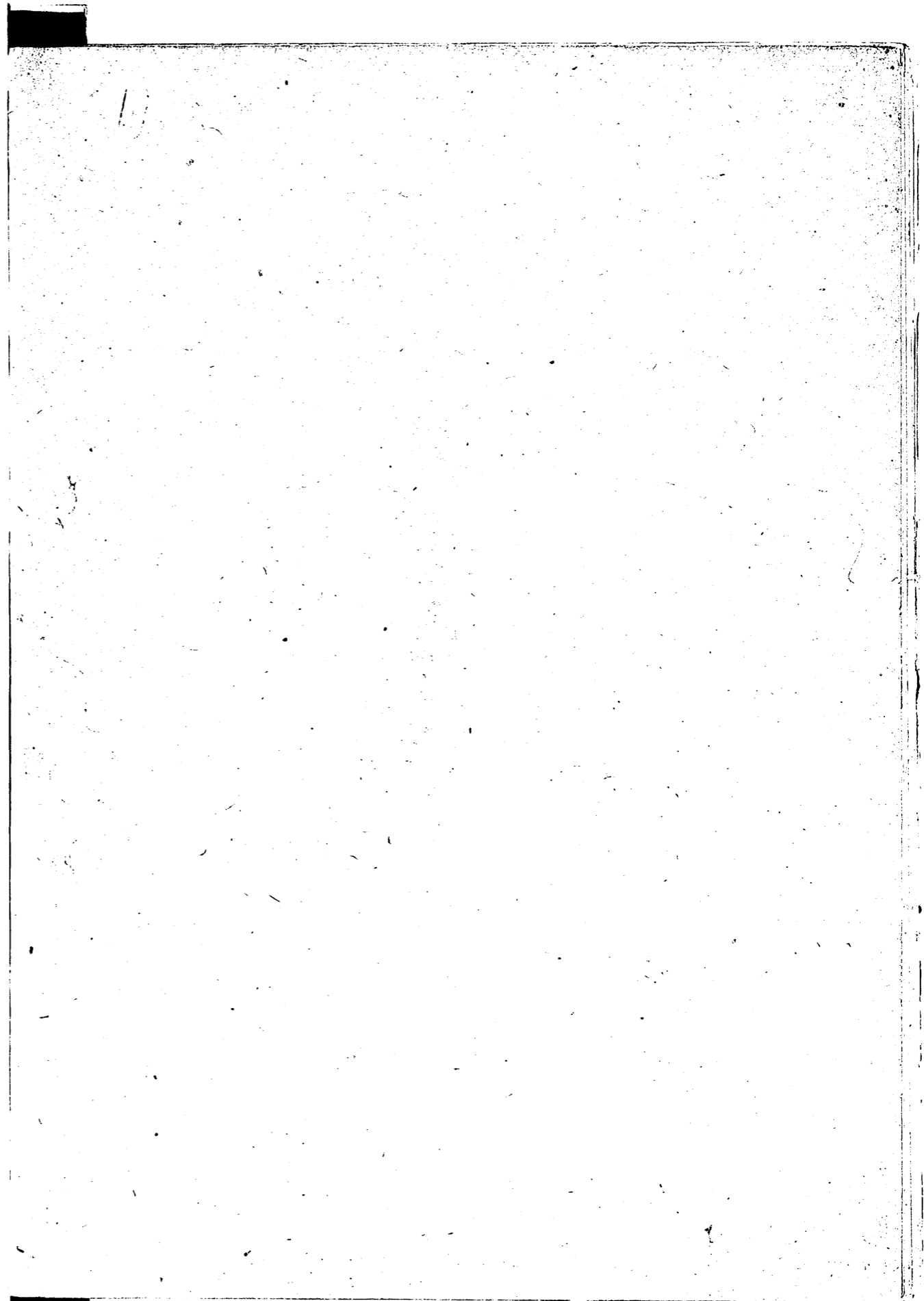
六 教育者ノ物質的并ニ精神的優遇ヲ講ズルコト

東京都小石川區大塚町五六

茗 溪 會



I-7



I-7